PwCベトナムニュースブリーフ

個人データ保護規則違反に関する新たな規則

2026年9月



ご一読ください

ベトナムにおける個人データ保護の枠組みの導入（個人データ保護法および政令356号に関する当社の過去のニュースブリーフをご参照ください）を受け、政府は、サイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政処分に関する政令第330/2026/NĐ-CP号を公布しました。本政令は2026年8月19日に即日施行されました。
特に、個人データ保護に関する違反行為について、分野別の独立した制裁制度が設けられるのは今回が初めてです。政令330号は、個人データ保護要件を遵守しない組織および個人に行政罰を科すための包括的な法的根拠を確立しています。

詳細

個人データ保護規則に基づき、政令330号は、ベトナム国民の個人データを処理するベトナム国内外の組織に適用されます。
政令330号は、個人データ保護要件への違反およびこれに対応する行政罰を定めており、例として以下が挙げられます。

- データ主体の同意を取得しないこと、同意書に必須事項を記載しないこと、データプライバシー責任者を任命しないこと、個人データの共有に関する社内プライバシーポリシーを策定しないこと、書面によるデータ処理契約を締結せずに個人データを移転することなど、個人データ保護規則に関する一定の違反については、違反の内容に応じて、違反1件当たり最大1億ベトナムドンの罰金が科される可能性があります。
- 個人データ処理影響評価報告書および個人データの越境移転影響評価報告書を法定期限内に提出しないことなど、その他の不遵守については、違反の内容に応じて、最大5,000万ベトナムドンの罰金が科される可能性があります。
- より重大な違反に対する罰金は、次のとおりとなる可能性があります。
  - 個人データの違法な収集、移転、購入または販売により得た収益の2倍から10倍
  - 個人データの越境移転に関連して、10,000人以上のベトナム人データ主体の個人データの漏えいまたは喪失を生じさせた違反について、事案の規模に応じ、当該組織のベトナム市場における前年度売上高の1%から5%



詳細

金銭的な罰金に加えて、違反に使用された資産または手段の没収などの追加制裁が適用される場合があります。

また、罰金に加えて、次のような是正措置が命じられる場合があります。

- マスメディアを通じたデータ主体への公的な謝罪
- コンプライアンス要件が満たされるまでの個人データ処理活動の停止
- 違法に処理された個人データの削除または消去



重要なポイント

個人データ保護規則を遵守するため、企業は、以下を含む主要な義務を履行する必要があります。

- データ主体から必要な同意を取得すること
- 個人データ処理活動に適した技術的および管理的措置を整備し、データ主体からの請求に応じてその権利に対応すること
- 個人データ保護を担当する部署または担当者を配置すること
- 法令に基づき、個人データ処理影響評価および個人データの越境移転影響評価（該当する場合）を作成し、提出すること

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.